

水島朝穂早大教授に聞く

「初めに自衛艦ありき」は危険

だ

きな臭さ漂う「ソマリア海賊対策」の裏事情

政府はソマリア沖に、「海賊対策」を名目に海上自衛隊を派遣しようとしている。だが、なぜ本来海上保安庁の業務に護衛艦を出動させるのか。その裏には、海外での武力行使の既成事実化を狙う思惑がある。

——自民・公明両党は一月二二日、ソマリア沖に自衛隊法に基づいて海上警備行動を発令し、海上自衛隊の艦船を派遣することで合意しました。海自は三月にも現地で活動を開始するといいますが、そのための新法制定については何も決まっています。

新法について決まっているのは、三月上旬の閣議で了承することだけです。新法の骨格は、第一条に「目的」、二条に海賊の「定義」など、そして三条以下で第一義的に海上保安庁、次に海上自衛隊の順で派遣するというのを定めることになるでしょう。武器使用も海保法に準じたものになる。自衛隊は現地での海賊の逮捕権限はないので、司法警察職員である海上保安官を海自の護衛艦に乗せる形をとるでしょう。

——では、なぜ巡視船ではなく護衛艦なのでしょう。

問題は、そこです。麻生内閣は、「最初に自衛隊派遣あり」の姿勢なので、地味な活動なのであまり知られていませんが、すでに海上保安庁は「海賊対策」など領域外の

海上犯罪の取り締まりには実績があるのです。二〇〇〇年から巡視船や航空機を東南アジアへ派遣し、各国との「海賊対策訓練」などを積み重ねています。

その前年にはシンガポールに設置された「海賊対策」のための「情報共有センター」(日本をはじめシンガポールや中国、インド、韓国、フィリピンが加盟)に係員を常駐させ、すでに多国間の協力態勢・ネットワークもできているのです。中東でも、アラブ首長国連邦とサウジアラビアに人員を派遣しています。

——本来、海上保安庁の管轄だと。

相手は軍事行動によって粉砕するのではなく、警察行動として取り締まるべき対象です。例えば海上自衛隊も海上保安庁も同じような艦船と特殊部隊を保有していますが、両者は訓練内容や任務、権限がまったく違う。海上保安官の行動は自衛隊員のように殺傷を目的とせず、逮捕が目的なのです。自衛隊は逮捕権もないし、当然その訓練も受けていません。なぜ海上保安庁の蓄積を活用せず、最初から軍事なのか。

しかも「海上警備行動」といっても、これまで発動されたのは一九九九年の能登沖の「不審船」と、二〇〇四年の沖縄における「中国海軍潜水艦領海侵犯」の二つのケースであったことからわかるように、日本周辺を想定している。ソマリア沖という、まったく異なった状況に適用するのは最初から無理があります。

——一方で「対テロ」の「国際貢献」のイメージがあるのでは。

「破綻国家ソマリアの海賊」というレッテルが貼られ、とんでもない凶悪な相手であるかのような固定観念が生まれて、そこでもう思考がストップしている傾向がある。ソマリアのこれまでの経過や実態が検証されないまま、単純に海自の護衛艦を

派遣してすむ話ではないことが理解されていません。

実際、彼らは人を殺していないのです。誤って一人殺害してしまった事件がありましたが、そこではちゃんと謝罪しています。もともと沿岸警備隊員や漁民だった人々ですから、最初から「凶悪犯」であったわけではないし、ましてや国家による軍事活動の対象でもありません。

——本来、どのような対応が必要なのでしょう。

もちろん海賊行為は犯罪であり、許されてはならないのは当然でしょう。しかしソマリアが一九九一年の内戦で中央政府が崩壊して以降、何があったか。まず、無政府状態になったのをいいことに欧米やアジア諸国の沿岸での違法操業が相次ぎ、国際環境団体グリーンピースの発表では年間数十億ドルの損失を与えてきた。

次に、廃棄物の投棄です。国連のソマリア特別大使によれば、化学物質や放射性廃棄物まで捨てられているという。このため、「海賊行為で“迷惑料”を取り立てる」という面もなくはないほどひどいことを他国はやってきたのです。それなのに、各国がいくら軍艦を派遣しても問題解決にはならず、まったくの対処療法でしかありません。

——軍事で解決できない。

何よりも必要なのは「海」ではなく、「陸」にまず海賊などしなくてもいいような安定した政権作りを助け、経済的復興に協力すること。彼らだって人に嫌われ、自身も危ないことを好きでやっているわけではありませんから、「陸」が安定していけば、海賊行為は減るはずですよ。

自衛隊の派遣が、違憲の組織の違憲的運用という理由からだけでなく、私はせめて日本だけでも軍艦を送らず、別の本質的な問題解決をはかる途筋を示すべきだと思うのです。第

一あれだけ広い海域に軍艦を派遣しても、捕捉できる率は数パーセントといます。相手の船は小型で、迅速に動き回る。本当にこの海域を通る船舶を保護しようと思ったら、世界中の海軍を動員しても足りないでしょう。しかも、彼らには「地の利」があるのですから。

——それなのに、なぜ「最初に護衛艦派遣ありき」なのでしょう。

やはり最大の問題は、武器使用基準でしょうね。自衛隊法第八二条の「海上警備行動」時の武器使用は海保法に準じ、警察官職務執行法の第七条が準用されるそうです。つまり、武器使用は「正当防衛」と「緊急避難」など狭い範囲に限定される。

しかし自衛隊を出したい側は、自衛隊法第九〇条で規定された「小銃、機関銃（機関けん銃を含む）、砲」を持つ相手を想定して派遣したかった。これだと海上警備行動よりも広い、「必要と判断される程度で武器を使用」できますから。でもこの規定は自衛隊法第七八条、つまり国内における「命令による治安出動」の場合なのです。いくら何でも、ソマリア沖への拡大適用は許されません。

現地で海賊と遭遇したとき、護衛艦の砲やミサイルで対処するのは過剰対応になり、また、インド艦がタイの漁船を誤って撃沈してしまう不幸も起きているので、結局、護衛艦の甲板上から自衛隊員が小銃や機関銃で、「洋上の海賊」に向けて威嚇射撃をする程度でとどまるでしょう。

——何か変な光景ですが。

おそらく自衛隊側が当初、麻生首相が異様な積極性で出動命令を急かしたのに対し消極的だったのは、このように武器使用基準が曖昧なので「危なくて仕方がない」と思ったのでしょう。相手は、機関銃や携帯ロケット弾（RPG7）も持っていますしね。でも、法的に曖昧なのを承

知で今回派遣に踏み切ったのは、何らかの計算があると思います。

――計算とは。

つまり何かあった場合、「武器使用基準のせいで任務が達成できなかった」という口実作りに使おうとしているのではないか。二〇〇六年に改定された交戦規定（ROE）に沿って、「現場の隊員が使用すべき時に武器を使えるようにしなくては」との宣伝に使える。任務の成功を期すよりも、あえて危ない場所へ派遣し、犠牲者を出す「失敗」によって自分たちの要求を実現させる都合のいい事例を求めているのではないかと思います。

――自衛隊時代にサマワに派遣された佐藤正久参議院議員が、「あえて巻き込まれ」て銃撃戦に参加しようとしたとの発言を思い起こします。

その通りで、どこかで目的実現のために有利な既成事実を生み出せるのなら、どんな局面でも利用する。特に「海賊対策」と銘打てば、構図として世論にも訴えかけ易いですから。そうした危うさを感じます。

さらに指摘しなければならないのは、冷戦崩壊後、イージス艦など何に使うのか分からないような巨大な装備を抱えた自衛隊の事情です。とにかく自分たちの出番を作らないと、いつか「不必要」ということで削減対象になりかねませんから。ソマリアの海賊は地元を潤しているので「海賊ビジネス」と呼ばれているようですが、このままだと「海賊ビジネス」ならぬ「対海賊ビジネス」を国民の税金で生み出しかねない。現地の事情や国際的視点よりも、「組織の事情」が先行してはいけません。

聞き手／編集部・成澤宗男

みずしま あさほ・早稲田大学教授